

「日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の追加』についての認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・平成24年12月8日から平成25年1月7日まで

II 提出された意見の件数、意見提出者

- (1) 提出された意見の件数： 2, 168件
- (2) 放送事業者から提出された意見： 3件
意見提出者（提出順）：株式会社ニッポン放送、日本テレビ放送網株式会社、テレビ朝日株式会社
- (3) 団体から提出された意見： 2件
意見提出者（提出順）：一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）
- (4) 放送事業者及び団体以外の者から提出された意見（大半は個人からの意見提出）： 2, 163件

III 提出された意見と総務省の考え方

- ・別添のとおり。

提出された意見と総務省の考え方

※表中、左欄に提出された意見及び提出者、右欄に意見に対する総務省の考え方を記す。

1 NHKからの認可申請に対する総務省の考え方に関する意見

(1) 認可の適否 及び (2) 基本的な考え方 に関する意見

<p>【意見 1-1】</p> <p>当然のことながら、弊社も民放事業者として、日本放送協会（以下、NHK）の業務拡大による”民業への圧迫”、”肥大化”について懸念を抱くものではあるが、これまで行われている「ラジオ放送をインターネットを通じて一般に提供する業務」、及び今回の「その業務に於いての提供番組の追加」に関しては、「ラジオの難聴取解消」はもとより、「地域情報の全国への発信」という「インターネットを利用したのラジオならではのサービス」、さらには、「NHKと民放ラジオの最大の課題である聴取拡大」という観点からも理解可能なものであり、同様に「認可することが適当であると認められる」との総務省の考え方にも異論はない。【株式会社ニッポン放送】</p>	<p>NHKからの認可申請に対する総務省の考え方に賛同する意見として承ります。</p>
---	---

(3) 具体的な検討 に関する意見

<p>【意見 1-2】</p> <p>NHKは地域放送番組を追加する理由として、現行業務の聴取者から要望があったことを挙げ、「地域放送番組の提供のあり方の検証も必要な課題」としてはありますが、「ラジオ放送の難聴改善」という「らじる★らじる」の本来の目的の効果検証・確認のた</p>	<p>NHKの申請書にも記載されているように、地域放送番組の追加により、利用者の拡大が見込まれるものであり、より幅広いデータ収集が可能と</p>
---	--

<p>めに必要不可欠であるとは考えられません。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>NHKは地域放送番組を追加する理由として、聴取者から要望があったことを挙げ、「地域放送番組の提供のあり方（実施体制等）の検証も必要な課題」としてはいますが、「ラジオ放送の難聴改善」という「らじる★らじる」の本来の目的に照らせば、「地域放送番組の提供のあり方」は、難視聴解消の効果検証・確認とは無関係と考えます。</p> <p>【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>なることで、本業務の目的であるラジオ放送の難聴解消に関するインターネット活用の効果の検証・確認に資するものと考えられます。</p>
<p>【意見 1-3】</p> <p>申請の理由に、「現行認可業務の利用者（聴取者）からの要望をふまえて」とあるが、具体的な内容も要望数も公表されておらず、根拠に乏しいと言わざるをえない。また「ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置」として、今回の措置に実効性があるのかについても疑問が残る。【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>総務省は聴取者の要望を理由に、難聴取対策のNHK「らじる★らじる」に地域放送番組の追加を認めるのであれば、どのような要望が誰からどのくらいあるのか、要望に関するデータを公表し、聴取者・国民に判断材料を提示すべきである。【一般社団法人新聞協会（メディア開発委員会）】</p>	<p>ご指摘の利用者からの要望の概要は以下のとおりです。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①らじる★らじる利用者アンケートの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間：平成24年9月11日～10月1日 ・ 有効回答数：4,146 ・ 手法：らじる★らじるのホームページ及びスマートホンのアプリ上でNHKが実施 <p>②地域放送番組に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ らじる★らじるへの要望（複数回答）のうち、「自分の居住している道府県単位の放送を聴きたい」とする者が36%。 ・ 自由回答欄において100件以上の地域放送への要望が寄せられたところ。 </div> <p>なお、地域放送番組の追加と本業務の目的の関係は、意見 1-2 に対する総務省の考え方で述べたとおりです。</p>
<p>【意見 1-4】</p> <p>今回の認可申請はNHKラジオ第1、FMの3地域の放送を追加して全国にインターネット配信しようとする計画ですが、「現時点での総務省の考え方」によると、追加3地域の放送番組は放送時間ベースで約9割は関東広域（ラジオ第1）および東京</p>	<p>本業務は放送されている放送番組をインターネットで同時配信するものであり、NHKによれば、地域放送番組のうち地域独自番組のみを取り</p>

都域（FM）と重複します。受信料財源の効率的な運用の観点から、重複を避ける方策を検討する必要があると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】

今回の認可申請は、NHKラジオ第1、FMの3地域の放送を追加して全国にインターネットで配信する計画ですが、「認可申請に対する総務省の考え方」によれば、「放送時間ベースで全体の約9割は、現在提供されている関東広域（ラジオ第一）及び東京都域（FM）の放送番組と同一であり、定量的に追加される地域放送番組はごくわずかなものにとどまっている」となっており、ほとんど重複した番組を全国にインターネット配信する今回の計画は、受信料財源の効率的な運用の観点からみれば非効率といわざるを得ません。【株式会社テレビ朝日】

出して配信する方が所要経費が大きく、そのまま配信した方が効率的であるとしており、合理性を欠く説明であるとは認識していません。

いずれにせよ、本業務の実施に要する全体費用は1.3億円とされているところであり、受信料財源を毀損するものとは認められません。

2 その他の意見

（1）放送法第20条第2項第8号の業務に関する意見

【意見2-1】

当連盟がかねて主張しているとおり、NHKがインターネット業務に用いるコンテンツは「既放送番組等」（放送法第20条第2項第2号）に限定されており、NHKは原則として未放送（放送と同時を含む）の番組・コンテンツをインターネット業務で配信することはできません。NHKの業務は放送法で規定されており、受信料財源で運営されていることから、いわゆる「附帯業務」（放送法第20条第2項第5号）や「特認業務」（同第20条第2項第8号）の範囲や解釈を安易に拡大することは慎むべきものと考えます。

今回の認可申請のようにNHKが「特認業務」制度をくり返し使うことは、「特認業務」制度の濫用に繋がりがねないと考えます。「特認業務」制度は放送法に定められた業務以外の業務を例外的、限定的にNHKに認可する趣旨であり、今後さらに地

NHKは、放送法により設立された特殊法人として、その業務範囲は法定されているところであり、その趣旨を形骸化するような運用を行わないことは当然のことです。

域放送を追加するなど、“なし崩し” 的に法定外のNHKの業務を拡大することは避けるべきと考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】

インターネット事業は放送の補完にとどめるべきで、その無制限の拡大はメディアの多様性、多元性、地域性、ひいては民主主義の根幹である言論・報道の多様性を損ないかねないと考えます。歯止めなくインターネット事業を拡大するべきではない。

今後NHKが行うあらゆるインターネットサービスが、放送法20条2項8号「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として安易に認められることがないように求める。【一般社団法人新聞協会（メディア開発委員会）】

放送法20条2項8号のいわゆる「特任業務」は、条文に則れば、あくまでも明確な目的のものと限定的な業務の認可であって、これらの形骸化につながるような安易な業務内容の拡大はあってはならないと当社は常々考えている。【日本テレビ放送網株式会社】

今回の認可申請のようにNHKが「特認業務」制度を繰り返し使うことは、制度の濫用につながりかねないと考えます。「特認業務」制度は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」を例外的、限定的に認可する趣旨であり、NHKが受信料財源で運営されている以上、「特認業務」の範囲や解釈を安易に拡大し、なし崩し的にNHKの業務を拡大することは慎むべきと考えます。【株式会社テレビ朝日】

(2)「らじる★らじる」の配信の対象地域に関する意見

【意見2-2】

NHKは申請書で「国内での地域制限はしない」としていますが、「ラジオ放送の難聴改善」という目的に照らせば、本来は各地域放送局の放送対象地域に即してインターネット配信することが適切であると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】

本件については、ご指摘のような考え方がある一方、インターネットによる配信は通信であることを踏まえ、利用者の利便性の観点から配信地域

<p>NHK の今回の申請は、地域放送番組を全国向け放送番組に新たに加えるというものであるが、ラジオの放送免許が地域免許に基づく以上、本来ならば、インターネットによる同時配信についても各地域放送局の放送対象地域に即して配信すべきである。 【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>NHK は申請書で提供エリアについて「国内に限定する」とする一方で、「国内での地域制限はしない」としていますが、ラジオ放送の難聴改善が目的であるならば、各地域の放送局の放送を、その放送対象地域にインターネット配信するのが、その目的に最も即していると考えます。【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>を放送対象地域に限定すべきではないという考え方もあり、そのいずれを選択するかは基本的には各放送事業者の経営判断に委ねられているものです。NHKにおいては、追加的に所要経費が発生することも踏まえ、現在は地域限定をかけずに配信しているものと認識しています。</p>
---	---

(3) 「らじる★らじる」の認可期間終了後のあり方に関する意見

<p>【意見 2-3】</p> <p>「らじる★らじる」の認可期間終了後のNHKラジオのインターネット同時配信業務のあり方については、早期にNHKが考え方を示したうえで、国民各層の意見を幅広く聞き、議論されるべきであると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>新たに提供する番組については、平成25年度末まで実施し、有効性の検証を行ったうえで、必要があるときは実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うとされている。NHKは上記のような疑問点も含め、“なし崩し”的にサービスを継続するのではなく、早期に検証・確認を行い、広く聴取者、有識者や民放各社の意見を取り入れた総合的な議論をすべきである。【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>「らじる★らじる」の認可期間終了後のNHKラジオのインターネット同時配信業務の在り方について、NHKは申請書で「業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定」としていますが、NHKが一方的に判断するのではなく、検証結果を公表し、それを踏ま</p>	<p>「らじる★らじる」の認可期間終了後の取扱いについては、認可申請書において、「本業務に係る認可の終了後のあり方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定である」とされており、ご指摘の検討の進め方等を含め、NHKにおいて適切に対応すべきものと考えます。</p>
---	---

えた上でNHKの考え方を早期に示し、国民各層の意見を幅広く聞くべきと考えます。

【株式会社テレビ朝日】

(4) その他の意見

上記のほか、今回の意見募集の対象と直接関係ないと考えられる意見が個人を中心に多数提出された（提出意見2, 168件中2, 163件が該当）。これらの意見の中には同旨のものも多く含まれており、代表的な意見の概要を以下のとおり記載する。

【意見2-4-1】

NHKの放送番組に偏向報道等の問題があるとし、地域放送番組の追加に対して反対する意見。

【意見2-4-2】

インターネット利用者からも受信料が徴収される懸念があるとし、地域放送番組の追加に対して反対する意見。

【意見2-4-3】

これまでのNHKの職員の不祥事等を指摘し、NHKの廃止等を求める意見。

【意見2-4-4】

ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善はインターネットではなく放送によって行われるべきであるとする意見。

今回の意見募集の対象と直接関係ないご意見であると考えます。